

一般社団法人潜在科学研究所規則第3号

## 社員の会費について

2010年11月7日決定

1. 当法人社員の年会費は年額金4,000円とする。
2. 会費の額は事業年度途中での入社についても同額とし、事業年度途中で退社した社員に対する年会費の一部返還は行わない。
3. 理事については、当分の間会費の支払いを免除する。